

平泉町内体育施設利用（5月29日以降）に係る新型コロナウイルス感染症対策について

町内の体育施設の利用については5月29日以降、下記のとおりといたします。

令和4年5月27日

平泉町教育委員会教育長

記

1. 利用する場合は以下の条件を厳守してください。

- ① 健康状態を管理し、万一、体調がすぐれない方がいる場合については、利用を中止すること。
- ② 児童生徒については、学校等への出席に支障をきたさないようにすること。
- ③ 施設へのウイルスの侵入をできる限り防ぐため、施設に入る前、利用中、利用後などこまめに手指の消毒を行うこと。
- ④ 利用する人数をできる限り少なくするなど、感染リスクをより抑えるための取り組みに努めること。
- ⑤ 大会、対外試合、合同練習など不特定の者の参加が見込まれる活動は、主催者において感染防止対策を講じながら行うこと。

2. 利用可能施設、対象者

① 社会体育施設

- ・長島球場 …………… 従来どおり
- ・町営テニスコート …… 従来どおり
- ・町営ゲートボール場 … 従来どおり
- ・長島体育館 …………… 従来どおり

② 学校開放施設

- ・平泉小学校・長島小学校・平泉中学校の校庭 … 従来どおり
- ・平泉小学校体育館 …………… 従来どおり
- ・長島小学校体育館 …………… 従来どおり
- ・平泉中学校体育館・柔剣道場 …………… 従来どおり

- ③ スポーツ少年団活動（父母会活動含む）については、2時間以内（土日等休日は3時間以内）とし、午後8時までには活動を終えること。

※ 練習試合等はこの限りではないが、必要性を十分に検討した上で、最小限の時間での活動とする。

3. 利用の前の留意点

- ① 利用責任者は、利用者名簿（別紙様式）に、利用予定者全員の氏名と連絡先を記入し、申請時に教育委員会へ提出すること。
- ② 状況によっては、急遽、利用を中止していただく場合があります。

4. 利用の際の留意点

- ① 利用責任者は、利用当日に利用者全員に以下の事項を確認し、該当する者がいる場合は、その者の利用を見合わせる、もしくは利用を中止すること。
 - ・体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合（首都圏や、感染が拡大していると考えられる地を訪れるなどした場合については、団体の責任者と協議のうえ参加の可否を判断してください。）
- ② 施設を利用する者以外の者（送迎等）はできるだけ施設へ立ち入らないこと。
- ③ マスクを持参し、スポーツを行っていないときは、マスクを着用すること。マスクを着用していない場合の会話は控えること。
- ④ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施するとともに、定期的に換気を行うこと。
- ⑤ 他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- ⑥ 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと。
- ⑦ 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと。
（利用者が運動・スポーツを行う際の留意点）
- ⑧ 十分な距離を確保すること。
- ⑨ 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（できるだけ2m以上）を空けること。
- ⑩ 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けること。
- ⑪ 走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること。
- ⑫ 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと。
- ⑬ タオルの共用はしないこと。
- ⑭ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること。
- ⑮ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと。
- ⑯ 運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、以下などに配慮して適切に行うこと。
 - ・利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
 - ・スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること。
 - ・飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること。

5. 利用後の留意点

- ① 利用した用具、水道の蛇口、水洗トイレのノブやボタン、出入り口のノブ、電気スイッチ等、手が触れる場所、触れた場所は必ず消毒すること。
特にも学校施設については、利用した施設（トイレ、用具室等含む）の清掃を必ず行うこと。
- ② 利用日誌へ利用した者全員の氏名と連絡先を漏れなく記入すること。
- ③ 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、保健所等の指導のもと、適切な対応をするとともに教育委員会へ報告すること
- ④ 同日に体育施設を利用した方、全員が濃厚接触者とされることが考えられることに留意すること。
- ⑤ 施設利用前後のミーティングや懇親会等においても、密を避けること